長浜教区長期総合整備計画積立金に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長浜教区・長浜・五村両別院の密接な連携のもと、長期的な整備計画による関係諸施設の営繕事業に着手するまでの間、当該事業に必要な資金の一部を準備し、これを確保するための措置について定める。

(積立金)

第2条 前条の資金は、長浜教区長期総合整備計画積立金(以下「積立金」という)といい、 教区事業費から支出し、保管金として別途にこれを経理する。

(寄付金の採納)

第3条 前条のほか、この規程施行の間の第1条に定める事業を指定する寄付金は、すべて 積立金に繰り入れるものとする。

(目的外使用の禁止)

第4条 積立金は、この規程の目的以外に使用することができない。

(経理)

第5条 積立金は、別途会計とし、毎会計年度末現在の計算書及び保管方法を示す書類を作成し、教区監事の監査を経て、教区会及び教区門徒会の承認を求めなければならない。

(積立金の使用)

第6条 積立金の一部又は全部を使用するときは、特別会計を設定し又は教区事業費の予算 に計上して教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附則

この規程は、教区会及び教区門徒会の議決を経た日(2002年7月25日)から施行する。